

## 第1回 企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時 平成25年10月18日（金）15:00～16:00  
場所 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課内  
資料 平成24年度第1回WG資料を参考配布

### 出席者

- 大阪府 審査指導課 大西課長補佐（企画改善部会部会長）、小林様
- 事務局 久保、荘野（記）

### 趣旨

大阪府内の指定確認検査機関（1社）より事務局がヒアリングした要望について大阪府の意向を確認し、通知・報告配信システム実証実験開始に向けた運用方法及びスケジュールを検討する。

### 総括

データ本位型（但し、建築計画概要書、工事届等の原本等一部書類は、定期に一括送付）による実証実験の開始に向け、指定機関側のシステム利用環境整備に着手する。データ本位型においては、大阪府・指定確認検査機関の双方の立場で懸念事項があるが、それを実証実験で明らかにしてゆく。

### 指定機関の要望に対する主な意見等

- ①建築計画概要書の原本（紙）送付を月1回程度に削減してほしい。  
現状は紙の送付が週に2回であるが、帳簿記載データである建築計画概要書の第1面と第2面に相当するデータを送信することにより、紙送付を月に1回程度に削減できればメリットが出てくる。（指定機関）  
→法定の書類（建築計画概要書等）については7日以内に提出していただく必要がある。  
そこで、テキストデータの送信対象外である概要書3面、チェックリスト及び適判結果通知をPDF化してそのデータを、建築計画概要書の第1面と第2面に相当するデータと併せて送信できれば月1回に削減可能ではないかと思う。  
しかし、建築工事届は月1回の送付では国へ報告するための集計が間に合わないおそれがあるため、月に2回（1日と16日）の送付ではいかがか。（大阪府）  
※指定機関では、PDF送信による紙送付削減について、PDF化により業務量がどのように変化するか社内で検討が必要であるとの意見あり。
- ②現在、システムには申請書4面までのデータしか入力していないが、申請書4・5面の紙送付が省略できるのであれば、5面までシステムに入力してデータ送信しても構わない。（指定機関）  
→申請書4・5面についてはデータが届けば紙送付を省略しても問題ない。（大阪府）
- ③検査の引受通知が4日以内に到達となっているため、非常に神経を使って郵送処理を行っているが、これがデータ配信で完結して紙送付が不要となれば大きなメリットとなり得る。

あわせて検査報告書も紙送付不要としてほしい。(指定機関)

→引受通知および検査報告書についてはデータ送信がなされれば、紙送付は不要としても問題ない。(大阪府)

④実証実験の準備期間(紙とデータの併用期間)はできるだけ短くしていただきたい。1か月は長い。(指定機関)

→さいたま市・ビューローベリタスの実証実験において、11月より引受通知が完全にペーパーレス型に移行できる可能性がある。これを踏まえて調整されたい。(事務局)

#### 今後の予定

- ・大阪府及び指定機関の要望を踏まえ、事務局にて実証実験の方法(案)を作成する。(別紙参照)  
これをたたき台として調整する。
- ・指定機関におけるIP-VPN回線敷設工事のスケジュールの関係上、最短でも平成26年2月からの実験開始となる。

以上

## 大阪府 実証実験の方法（案） ※データ本位型

### ■送信対象文書と送信形式

#### ①確認審査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	紙送付
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日等	入力データ (xml)	
建築計画概要書 第一面・第二面	建築主等の概要、建築物及び その敷地に関する事項	入力データ (xml)	月2回紙送付
建築計画概要書 第三面	付近見取図・配置図	スキャナデータ (pdf)	月2回紙送付
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要	入力データ (xml)	
チェックリスト、構造計算適判結果通知		スキャナデータ (pdf)	
建築工事届、浄化槽設置届、建築主変更届等			月2回紙送付

※計画変更については上記に準ずる。

#### ②中間検査引受通知（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	紙送付
表紙（30号様式）	確認済証番号・年月日等	入力データ (xml)	

※完了検査引受通知については上記に準ずる。

#### ③中間検査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	紙送付
表紙（32号様式）	確認済証番号・合格証番号、 年月日等	入力データ (xml)	
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請する工 事の概要	入力データ (xml)	
検査申請書 第四面	工事監理の状況	スキャナデータ (pdf)	
チェックリスト		スキャナデータ (pdf)	

※完了検査報告については上記に準ずる。

### ■運用ルール

1. データ送信は法定期限内に行うものとします。

※NICEシステムにおける従前の操作との相違は、スキャナデータ登録と送信ボタン押下程度です。

2. 紙送付は、確認審査報告に限り、毎月1日と16日の2回行うものとします。

※送付回数の減は、大阪府における着工統計（工事届による）処理に支障ない範囲

3. 以上の運用への移行期間は、現行の紙送付に「データ送信」のみを追加する運用とし、その期間は2週間程度とします。